

件名	亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新「教育長」を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>執行機関への出席説明の要求に係る規定中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めます。 < 第21条関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成27年4月1日とします。</p> <p>(2) 平成27年4月1日に、改正前の法律に基づく教育長が在職する場合、その任期中は、改正前の条例第21条の規定がなおその効力を有する経過措置を定めます。</p> <p>【参考】</p> <p>地方自治法（改正後）</p> <p>〔長及び委員長等の出席義務〕</p> <p>第121条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）</p> <p>（旧教育長に関する経過措置）</p> <p>附則第2条第1項 この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。</p>		

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第 20 号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成 17 年亀山市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の第 21 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 21 条の規定は、なおその効力を有する。